

公 告

雲仙復興事務所管内における災害時等応急対策工事(無人化施工)に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

平成30年1月29日

国土交通省 九州地方整備局
雲仙復興事務所長 植野 利康

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、雲仙復興事務所が管理する砂防指定地内において、災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に応急対策工事(無人化施工)を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

(2) 基本協定区域

基本協定は雲仙復興事務所管内の別紙一の河川について締結するものとする。

また、協定締結区域外において発生した災害の応急対策について要請を行う場合がある。

(3) 協定期間 平成30年4月1日～平成32年3月31日

(4) 本協定締結業者の選定については、参加資格要件を満たす者を選定する。ただし、複数社の申請があった場合においては、複数社選定する場合がある。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を無人化施工で実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになる。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 協定期間ににおいて、九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における一般土木工事に係る有資格業者の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。ただし、ヒアリングの時点において、九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。)

なお、認定されていない場合は、当該協定の参加資格を有しない者に該当し、協定締結を行わない。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 平成15年度以降に、元請けとして次に掲げるア)～イ)の要件を満たす同種工事の施工実績を

有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。) 但し、ア) 及びイ) は異なる工事でもよい。

ア) 「民間開発建設技術の技術審査証明」制度による無人化システム証明の取得、または「無人化システム」による掘削・積込・運搬等の施工実績を有すること。「無人化システム」とは下記の①～③の条件を満足するものをいう。

- ① 100m 以上離れた距離から、モニター画面だけを見ながら遠隔操作により、掘削、積込、運搬が出来ること。
 - ② 100m 以上離れた距離から、モニター画面だけを見ながら遠隔操作により、直径 2～3 m 程度の転石が破碎出来ること。
 - ③ 外因条件として、一時的に温度 100 °C、湿度 100 % 程度の状況においても運転が可能であること。
- イ) コンクリート打設において地耐力測定、散水養生、打設面清掃について、無人化システムによる施工実績がある。

(5) 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県に建設業法に基づく本店又は支店営業所(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。)が所在すること。

(6) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完工工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

(9) 本協定は、災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性・簡素化を図る必要があることから、協定締結業者は、単体(経常共同企業体を除く)で参加資格を満足する社を対象とする。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒855-0866 長崎県島原市南下川尻町7-4 (電話 0957-64-4171)
国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所 砂防課

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 平成30年1月29日(月)から平成30年2月13日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所 : 〒855-0866 長崎県島原市南下川尻町7-4
国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所 3階 砂防課内
- ③ 交付方法 : ホームページで配布または手渡しにより交付する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 : 平成30年1月29日(月)から平成30年2月13日(火)までの土曜日、

日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

- ② 提出場所：上記3.(2)②に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。
提出期間内に必着。）により提出する。

4. その他

- (1) 詳細は「技術資料等説明書」による。

技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所の管内における災害時等応急対策工事（無人化施工）に関する基本協定の締結業者については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 平成30年1月29日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所長 植野 利康
長崎県島原市南下川尻町7-4

3. 基本協定の概要等

基本協定の概要等は、公告1. (1)～(5)のとおり。

4. 参加資格要件

参加資格要件は、公告2. (1)～(9)のとおり。

5. 協定締結参加資格の確認等

(1) 本協定締結の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところにより申請書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

① 提出期間：平成30年1月29日（月）から平成30年2月13日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所：〒855-0866 長崎県島原市南下川尻町7-4

電話：0957-64-4171

FAX：0957-63-0914

国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所 砂防課

③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。
提出期間内に必着。）により提出する。

(2) 申請書は、下記により作成すること。

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 申請書 [様式-1]	①様式は〔様式-1〕とし、必ず会社の代表者印を押印すること。
(2)同種工事の施工実績 [様式-2]	①様式は〔様式-2〕とすること。 ②公告2. (4)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を記載すること。

(3) 参加資格の確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成30年3月2日（金）までに書面にてFAXにより通知する。

6. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。(様式は自由とする。)
- ① 提出期限：平成30年3月9日（金） 17時00分。
 - ② 提出場所：上記5. (1) ② に同じ。
 - ③ 提出方法：FAX又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。
(注) FAXで提出した場合は、FAX送信後、雲仙復興事務所砂防課へ電話で確認すること。

- (2) 当職は、説明を求められたときは、平成30年3月15日（木）までに説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

7. ヒアリングについて

提出された申請書等について疑義のある場合、平成30年2月14日（水）から平成30年2月27日（火）までの間に電話にてヒアリングを行うことがある。

8. 本基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局は、上記5. (1) ②に同じ。
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
- ① 交付期間：平成30年1月29日（月）から平成30年2月13日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
 - ② 交付場所：〒855-0866 長崎県島原市南下川尻町7-4
国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所 砂防課
 - ③ 交付方法：ホームページで配布または手渡しにより交付する。
- (3) 協定締結参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法
- ① 提出期間：平成30年1月30日（火）から平成30年2月13日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
 - ② 提出場所：上記5. (1) ②に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

9. 技術資料等説明書に対する質問

- (1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ① 提出期間：平成30年1月29日（月）から平成30年2月6日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
 - ② 提出場所：上記5. (1) ② に同じ。
 - ③ 提出方法：FAX、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。
(注) : FAXで提出した場合は、FAX送信後、雲仙復興事務所砂防課職員へ電話で確認すること。

- (2) (1) の質問に対する回答は、書面により平成30年2月8日（木）までに行う。

10. 本協定締結業者の決定及び通知

- (1) 本協定の締結業者については、参加資格要件を満たす者を決定する。その結果は、平成30年3月2日（金）までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。
- (2) 下記の様式は、協定締結決定の通知後に提出すること。

記載事項	内容に関する留意事項
(2)工事実施体制 [様式－3] [様式－4]	①様式は〔様式－3〕及び〔様式－4〕とする。 ②土石流等大規模な災害が発生した際の応急復旧工事を実施すると想定し、各社の実情に合わせて作成すること。 ③保有資機材（無人化施工関係資機材）については、平成30年1月29日時点において自社保有（協力会社の保有で準備確保できる物も可）の物とする。 なお、雲仙復興事務所までの搬送日数を記入して下さい。
(3)施工実績 (過去4ヶ年度+当該年度における雲仙復興事務所発注工事) [様式－5]	①様式は〔様式－5〕とする。 ②対象となる工事は、過去4ヶ年度+当該年度（平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間）に完成した一般土木関係工事（無人化施工で行った工事）すべて記載する。 ③単体会社であっても、過去JV構成員として工事実績がある場合は、出資比率が20%以上の場合、対象とする。また、経常建設共同企業体であっても、該当期間内の単体会社での工事実績も対象とする。

11. その他

- (1) 申請書及び資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 当職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された申請書及び資料等は、返却しない。
- (4) 提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

別紙－1

雲仙復興事務所管内における災害時等応急対策工事(無人化施工)に関する基本協定

基本協定区域：

